

取の士は、この頃尙新穀は收納せられないが、知行高の半納を當日收納した名義となり、之を賣却することを許された。故に是の日を半納の朔日といひ、士家に入入して勝手方と稱せられる米仲買人は、祝詞を述べ、若干の拂米切手賣渡を懇願する。半納期では米價常に下直であるから、仲買は之を本納期に至つて賣り、その差額を利するのである。是を以て家政の豊かな士家では、單に祝意を表する爲、僅少の額を賣出すに過ぎなかつた。半納期に於ける相場は、年寄奥村氏(宗家)のものを第一に賣出すことによりて定めるを例とし、之を河内様相場と稱した。次いで十月朔日を本納と稱し、その日に至れば收納米の全額を賣出することを得た。

ハンノウラ 半ノ浦 鹿島郡能登島庄に屬する部落。延久二年七月二日惟宗經光判書に、『天野安藝守遠政所領能登島東方内野崎・飯浦兩村』とある飯浦は是である。

ハンノウラ 飯ノ浦 ↓ハンノウラ 半ノ浦。

ハンバヤマ 番場山 鳳至郡椋見の西に在る山。高さ三一四米。地質第三紀層。

ハンバラニツキ 葉原日記 一名赤井直喜葉原記。元治元年水戸浪士の上洛を拒ぐ爲、當時在京であつた加賀藩兵の一隊は、帝都守護の任に當つてみた徳川慶喜の命を奉じて越前葉原に進み、そこで浪士の降伏を容れ、翌年正月之を桑名・小濱・福井の三藩に引渡した、その顛末を書いたものである。著者赤井傳右衛門直喜は加賀藩兵の將であつたもの。

ハンヒロナリ 伴禮成 一に今村氏とある。宮井光同の門人で、三池流の算法を習ひ、文

政年間に三州算題問答集を著した。

バンマサノリ 伴方矩 通稱嘉内・源太左衛門。馬廻組福島善大夫の次子で、伴源大夫長全の義子となつたもの。長全は長安の子である。方矩初め大小將組に班し、寶曆中物頭に進み、明和二年二月廿九日歿。年五十一。

バンマサヨシ 伴方毅 通稱吉之助・八矢。八矢長裕の子。祿五千石。元文三年火消役、寶曆三年寺社奉行、六年公事場奉行、十一年御家老、十二年加判、十三年若年寄を兼ねたが、天明二年眼疾によつて職を止め、寛政三年四月隠居して知行の内五百石を受け、榮閑と稱し、七年五月十八日七十四歳を以て歿した。

バンモチ 番持 重量を持上げ力を比べる百姓の技で、石番持と米番持とがあつた。石番持は五斗・六斗・八斗・一石の重量の川石を指し上げ、米番持は俵米を扱ふもので、主として冬季間に屋内で行はれた。

ハンモツガタゴウ 判物方御用 御判物方御用の職は前田吉徳時代享保十一年五月廿二日人持組津田帶刀時尉・御馬廻頭中村典膳重好・戸田靱負直方・中村久左衛門庸信の命ぜられたのが始であらう。この後は定番頭の兼職となり、御用部屋よりも一兩人加り、臨時に御馬廻頭からも勤めることになつた。

バンヤ 番屋 石川郡専光寺内の小字。

バンヤ 番屋 石川郡神合(もと鷺森及び赤土)の内の小字。

ハンヤクチ 半役地 ↓カナザハ 金澤(八、本町と地子町)。

バンライ 晩籟 ↓ナカエバンライ 中江晩籟。

パンリ 萬里 ↓カナザハ 金澤(二、名義)。

ヒアブリ 火災 寛永八年四月大原次右衛門の下吏、犀川法船寺門前に放火し、延焼して金澤城に及んだ時、泉野に於いて火災の刑に處せられた。同十八年鐵炮組の者鬮子を逆待し、遂に之を殺害した時にもこの刑を科した。後世には磔刑を以てこの種の罪人を刑した。

ヒウガ 日向 石川郡中奥郷に屬する部落。

ヒウガジンジャ 日向神社 石川郡日向に鎮座する。もとは白山の末社であらう。白山宮莊嚴講中記録建長六年の條に、白山御神與正月八日御出門、日向社に一日御留り、次日十日國應に振入れ奉つたことを記してある。式内等舊社記に、『日向神社。中興郷日向村鎮座。今稱若宮八幡宮。郷中之舊社也。』とある。明治以降八幡神社と稱し、十六年若宮神社と改めた。

ヒウガマチ 日向町 金澤の舊町名。百姓町の末、上本多町川御亭の入口邊を呼んだ。昔はその區域が餘程廣かつたが、本多氏の下邸内に取込められ、其の後同下邸の出口僅かの間のみの稱となつた。今は廢せられて、百姓町に屬してゐる。町名の來由は不明である。

ヒウチイシ 燧石 能登物産志に、羽咋郡火打谷・鹿島郡黒崎・珠洲郡狼煙より産するとある。

ヒウチザキ 火打崎 ヒウチザキ 鳳至郡曾良部落の東方に在る岬。

ヒウチタニ 火打谷 羽咋郡堀松庄に屬する部落。村内金山谷から燧石を産するに依つて邑名となる。天保五年こゝで能登吳須(滿庵鑛)を發見して梨谷小山燒に使用せられた。

ヒウチタニガハ 火打谷川 羽咋郡火打谷領藤谷内から流出、佛木領で館開川に落合ふ。流程三軒許。

ヒウンカン 飛雲館 ↓ソウユウカン 壯猶館。

ヒエガノジンジ 稗粥の神事 能登一宮氣多大神が、平國祭の際巡行して鹿島郡能登比咩神社に至る時、供御に稗粥を献る祭儀がある。往昔氣多大神がこゝで饑多給うた時、能登比咩の神がそれを捧げた古例によるといふ。

ヒエジンジャリヨウ 日吉神社領 近江國日吉神社領が、能美郡能美庄及び石川郡大桑庄・永富庄に在つたことは、元應元年十月の文書に見え、河北郡田上郷並びに金浦内に寄進せられたことは貞和三年七月の文書に見え

る。

ヒエツクリシヨウ 稗造庄 羽咋郡に屬し、藩政時代では、尊保・阿川・楚和・鶴野屋・灯・入釜・地保・切留の八ヶ村を含んで居た。

ヒガシ 東 鳳至郡中町野郷に屬する部落。能登名跡志に、『東村とて小村あり。是に石瀨比古の神社立給ふ。』とある。邑傳に、もと岩瀨村というたが、岩瀨川に橋を架けた後荒橋村と稱し、加賀藩になつてから東と改めたといふが信じ難い。石瀨比古神社の康平七載とする棟札に荒橋村とは記載するが、かの邑傳

ある。

ある。

ある。

ある。

ある。

ある。

ある。

ある。

ある。

ある。

ある。

ある。

ある。